

第 2 号（平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日）

会 議 録

定 例 会

（再開）

平成25年12月井手町議会（定例会）会議録（第2号）

招集年月日

平成25年12月20日

招集の場所

井手町役場議場

開閉会日時及び宣告

開会 平成25年12月20日午前 9時57分 議長 村田忠文

閉会 平成25年12月20日午前11時23分 議長 村田忠文

応招議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

不応招議員

なし

出席議員

2番	西島	寛道	3番	木田	鈴美
4番	岡田	久雄	5番	岩田	剛
7番	古川	昭義	8番	村田	忠文
9番	丸山	久志	10番	中坊	陽
11番	谷田	操	12番	木村	武壽

欠席議員

なし

会議録署名議員の氏名

9番	丸山	久志	4番	岡田	久雄
----	----	----	----	----	----

本会議に職務のため出席した者の職氏名

議会事務局長	田村喜代一	議会書記	乾 浩朗
議会書記	寺井 佳孝	議会書記	菱本 嘉昭

地方自治法第121条の規定により、説明のため会議に出席した者の職氏名

町 長	汐見 明男	副 町 長	中谷 浩三
-----	-------	-------	-------

教 育 長	松田 定	理事兼総務課長事務取扱	西島 栄治
理事兼保健医療課長事務取扱	加賀山 睦	理事兼上下水道課長事務取扱	松山 正伸
理事兼同和・人権政策課長事務取扱	西島 楠博	会 計 管 理 者 ・ 会 計 課 長 兼 務	藤林 学
教育次長・山吹ふれあいセンター所長兼務 自然休養村管理センター館長兼務	池田 清隆	企 画 財 政 課 長	脇本 和弘
税 務 課 長	中島 一也	住 民 福 祉 課 長	嶋田 昌弘
高 齢 福 祉 課 長	花木 秀章	保 健 セ ン タ ー 所 長 ・ 地 域 包 括 支 援 セ ン タ ー 所 長 兼 務	奥山 英高
建 設 課 参 事	畑中 智博	い づ み 人 権 交 流 セ ン タ ー 所 長 ・ い づ み 児 童 館 長 兼 務	山口 敏彦
学 校 教 育 課 長	小川 淳一	社 会 教 育 課 長 ・ 図 書 館 長 兼 務	木村 坂次

議 事 日 程

別紙のとおり

会 議 に 付 し た 事 件

別紙のとおり

会 議 の 経 過

別紙のとおり

平成 2 5 年 1 2 月 井 手 町 議 会 定 例 会

議 事 日 程〔第 2 号〕

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日（金）午前 1 0 時開議

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 議案第 57 号 工事請負契約について同意を求める件
- 第 3 議案第 56 号 井手町営土地改良事業（平成 2 5 年度災害復旧事業）の実施について
- 第 4 議案第 47 号 井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 5 議案第 46 号 井手町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 6 議案第 48 号 井手町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 7 議案第 49 号 井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 8 議案第 52 号 公の施設の区域外利用に関する協議について
- 第 9 議案第 53 号 公の施設の区域外利用に関する協議について
- 第 10 議案第 50 号 井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 11 議案第 51 号 井手町多賀地区簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件
- 第 12 発議第 2 号 2 0 1 4 年 4 月からの消費税増税中止を求める意見書
- 第 13 発議第 3 号 特定秘密保護法の撤廃を求める意見書
- 第 14 閉会中の継続調査の申し出について

議事の経過

議長（村田忠文） 皆さん、おはようございます。早朝よりのご参集、ご苦
労さまでございます。

本日、町長より、議案第56号として、井手町営土地改良事業（平成25
年災害復旧事業）の実施について並びに議案第57号、工事請負契約につい
て同意を求める件が、当日の追加提案として提出されております。また、谷
田 操議員より、発議第2号、2014年4月からの消費税増税中止を求め
る意見書、発議第3号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書もあわせて提
出されておりますので、皆様のお手元に配付いたしました。なお、日程事項
として組み入れておきましたので、よろしくご審議願います。

ただいまの出席議員数は10名で定足数に達しておりますので、平成25
年12月井手町議会定例会を再開し、直ちに本日の会議を開きます。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、会議規則第120条の規定によって、9番、丸山久志
議員、4番、岡田久雄議員を指名します。

日程第2、議案第57号、工事請負契約について同意を求める件を議題と
します。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 畑中参事。

建設課参事（畑中智博）

（議案第57号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） この一般競争入札ですけれども、何社応募されたのか、
それぞれの入札金額、それと、この契約する相手方の落札率、予定価格が幾
らで落札率が幾らということをお願いします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 畑中参事。

建設課参事（畑中智博） ただいまの谷田議員のご質問にお答えさせていただきます。

まず、何社応札されたかという質問でございますけれども、13業者によって応札されました。次に、予定価格につきましては、5,550万1,000円でございます。次に、入札参加業者及び応札額、応札率でございますけれども、まず、福島建設、応札価格3,990万円、応札率71.9%でございます。次に、株式会社松輝、4,158万円、応札率74.9%。次に、株式会社ヤマダ、応札額4,200万円、応札率75.7%。次に、中谷組、4,340万円、応札率78.2%。次に、有和建设、応札額4,494万円、応札率81%。次に、株式会社中谷土建、応札額4,495万5,000円、同じく81%。吉仲建設、4,495万6,000円、応札率81%。雅豊建設株式会社、応札額4,495万6,000円、応札率81%。次に、株式会社巖建設工業、応札額4,495万6,000円、応札率81%。次に、岡田鉄筋工業株式会社、応札額4,495万6,000円、応札率81%。次に、株式会社田中組、応札額4,495万7,000円、応札率81%。次に、中和建設株式会社、応札額4,496万2,000円、応札率81%。次に、株式会社山川、応札価格4,496万2,000円、応札率81%。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第57号、工事請負契約について同意を求める件を採決します。

議案第57号に同意することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第57号は同意するこ

とに決定しました。

次に、日程第3、議案第56号、井手町営土地改良事業（平成25年災害復旧事業）の実施についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三）

（議案第56号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） この対象となる復旧工事というのは、どの工事なのか。

茶園とかポンプの配電盤とか、いろいろ記載しましたが、どれが対象ですか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） 今回、土地改良法に基づきます事業を予定しておりますのは、まず、浜・鐘付ポンプ改修工事、補正予算で120万円を計上したものです。また、岡田水路廃土の工事75万円、大正池廃土の140万円。次に、農地災害復旧費の井手農地災害復旧350万円。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第56号、井手町営土地改良事業（平成25年災害復旧事業）の実施についてを採決します。

議案第56号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第56号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第4、議案第47号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 西島同和・人権政策課長。

理事(西島楠博)

(議案第47号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第47号、井手町営住宅等設置及び管理条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第47号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第47号は原案のとおり可決されました。

日程第5、議案第46号、井手町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第46号を朗読説明)

議長(村田忠文) これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 消費税の増税に伴う措置ということですが、今のくらい消費税、下水の会計で払っているのか、それが改定後、それが3%ふえたら幾らになるのか、それと、下水の場合は仕入れにかかっているいろいろなものにも消費税がかかっていますから、その分を支払っていますので、その分は差し引いて納めることになっていると思うんですけども、どのくらいかかっているのか、どのくらい払っているのかということ、これをお願いします。

それと、これでいきますと、現在内税になっている5%の額以上に引き上げるといいますから、住民にとっては8%になった時点でも現行と負担額が変わらないということで、それはありがたいことかなと思うんですけども、その財源についてはどう考えておられるのか。減収になりますよね、消費税をそのまま8%払えば。

それと、基本水量の件ですが、上水については後から審議されるんですけども、基本水量が上水とは違うんですね。下水は10トンが基本になっていると。上水の場合は5トンまでで基本料幾らというふうに決まっているわけですが、この際に、なぜその基本料が変わっているのかなと思うので、合わせたらどうなんでしょうか。水道で使った分だけ下水は支払うわけですから、その量を払うんやから、何で基本水量が違うのかなと思うんですけども、その点どうですか。

それと、水道もそうなんですけど、長期に不在にされるという場合、入院されたりとか、お一人暮らしの方で入院されたりする、そのときに、閉栓の手続きをとられたら全く基本水量も基本料金もかからないわけですが、そういうこともされないまま、どのくらい留守にされるのかもわからないので留守にしたと、長期不在やということ、そういう場合の減免の規定等はないのか、お尋ねします。

(挙手する者あり)

議長（村田忠文） 中谷副町長。

副町長（中谷浩三） まず私の方からは、現在の下水道料金に8%引き下げて外税化するということが大変ありがたいけれども、その財源はというお尋ねでございます。その財源につきましては、現在、公共下水道につきましては、都市計画税を徴収させていただいておりますので、行政内部で検討した結果、今回については、その財源は都市計画税をもって当てながら引き下げ、かつ外税化を図るということで議案の提案となったところでございます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸） ただいまご質問の、まず1点目でございます。消費税の納税額のご質問かと思えます。過去の実績で申しますと、平成22年度では916万円余り、平成23年度では948万円、平成24年度では約960万円と推移をしてきておるところでございます。本年度につきましては約1,000万円を超える見込みを立てているところでございます。

2点目の影響額ということでございますけれども、平成24年度ベースで申し上げますと、一般家庭では約29万円、それから主要企業でくくっておりますので、これが約16万円の、全体的で約45万円ぐらいが減額となる見込みでございます。

次に、水道との基本水量の違いというご質問でございますけれども、条例制定のときに、下水の方の基本水量の考え方を当時も説明させていただいたと思います。今の状況で特段、下水の方は変更を考えておりませんので、ご理解をお願いしたいと思います。

それから、閉栓における減免というようなお質問ございましたけれども、下水道使用料につきましては、水道メーターの読みで使用料をかせさせていただきますので、水道の方の閉栓手続をしていただかないことには、どうもしようもないというふうな状況でございます。また、減免という措置は今のところ考えておりません。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 基本水量がなぜ水道と違うのかというのは、供用開始という、条例をつくったときに説明しましたとおっしゃいますけど、そのこ

る議員だった方というのはかなり入れかわってますし、私もよく覚えてませんけども、同じメーターでいくわけでしょ。水道のメーターで決めるわけですね。何で基本の水量が別なのかというのがよくわからないんですけどね。水道より設備投資にかかる額が大きいとおっしゃるのかと思うけど、長期に使っていれば大体そんな変わらんのじゃないかと思うんですけども、どうですか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) 基本料金、基本水量の考え方のご質問でございますけども、水道につきましては、一般家庭用、あるいは営業用、工業用という、こういう分類をしておりますけども、下水の使用料の考え方といたしましては、一般汚水というくくりで、全ての出てくる水については汚水という考え方でさせていただいております、これを10トンの基本ということでさせてもらったということでございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 賛成の立場で討論します。

消費税が4月から上げられるということを前提に、その8%分を都市計画税を利用して減額されるということについては、住民の自己負担額が減ることでありがたいことかなと、そういう工夫をされるということについては評価をしたいと思います。ただ、基本水量については、今説明もありましたけれども、工業用等と、また見直しをすとか、そういうことも考えてもらいたい。一々水道の閉栓をされないでも、長期にわたって留守にされるというような場合であれば基本料についても軽減するというようなことも、ぜひ今後検討していただきたいという要望をつけて、賛成をしたいと思います。

議長(村田忠文) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これですべての討論を終わります。

これから、議案第46号、井手町公共下水道使用料条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第46号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第46号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第6、議案第48号、井手町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第48号を朗読説明)

議長(村田忠文) これですべての提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) そもそも、その下水は何か都市計画税利用ということですが、8%引き下げて、実質負担が増税されても変わらないようにしようということを頑張ってやってもらったわけですが、下水以上に水道はほぼ全員の方が使われるということで、全ての住民の方に影響する基盤的な公共料金ですし、逃れようがないというか、そういうものですし、非常に収入の少ない方等でもどうしても払わなければならないお金ですから、その点でもぜひ工夫を何とかしてほしいと思うんですが、その辺のご検討はされなかったのかということですが、議案第48号に限って言えば、増径の場合どうなるのかと。これまで13ミリで申し込んでおられて、建てかえとか改築等で20ミリに変えるという例が結構あると思うんですが、その場合の増径だけの負担金というのは現在どうなっていて、今後どうなるのか、お願いします。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) まず1点目の、今回公共下水道と水道との消費税をめぐる取り扱いについて差異が生じておりますのは、先ほどご答弁申し上げたように、公共下水道については、都市計画税をいただいて、それをもって財源として今回行政内部で検討しながら8%分を都市計画税を当てることによって、という処理をしてまいる条例案をつくり上げてまいりました。水道使用料につきましては、本来5%も内税としておりましたのを、今回8%ということで外税化をする、そのときに検討しましたのは、8%そのまま外税化をして、今まで以前の5%をどうするかという議論はもちろんいたしまして、従前の内税でしておった分を経営努力によって5%引き下げて、外税化で8%、実質3%を外税化することによって課税をするということになるわけでございます。ご存知のように、水道等の使用料につきましては、使用された方が使用料をお支払いいただく、物を買われた方が購入代金を支払う、これは当然のことでございますので、この取り扱いについては、大変生活が苦しいとかさまざまな理由がございますが、物を買われたり水道を使われたらそれに対して当然使用料はかかるということで、ご理解を賜りたいと思います。以上であります。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) 2点目のご質問でございます。口径変更の場合の取り扱いのご質問かと思えます。現行も今後もですけれども、口径変更につきましては、申し込み金額の差額分をいただいているということでございまして、従前でしたら、例えば13ミリから20ミリに変更された場合は3万円の負担をいただいたということでございますけれども、今回、申し込み金額が変更になりますと2万8,600円、これに消費税がかかるということでご理解をお願いしたいと思います。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 反対の立場で討論します。

消費税の増税を前提として分担金を値上げするということですが、事業努力によってその分を吸収して、負担が増えないようにしていただきたいという観点から反対します。

議長(村田忠文) ほかに討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで討論を終わります。

これから、議案第48号、井手町水道事業分担金徴収条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第48号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手多数です。したがって、議案第48号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第7、議案第49号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第49号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 水道料金について今いろいろ説明があつて、それぞれ5%引き下げたという言い方をされるので非常に気になるんですけども、今まで内税だったものを外税化したというのはわかりますけど、ということは、今までじゃあ消費税は一切住民の方から徴収をしていなかったという認識なんですか。そういうことであれば、それは引き下げたというふうに

おっしゃるというのはわかるんですけども、今まで内税だっただけやと、外税化するということがあったら、水道料金そのものは変わらないということじゃないんですか。

それが1点と、先ほど下水のときも言いましたけど、開栓、閉栓、閉栓はお金が要りませんが、開栓するのに手数料が要るわけですね。だから、一旦閉めれば、また次帰ってきたときに開けるのにお金が要るわけだから、ちょっと入院せんなんというような場合に閉めていくかどうかというのはなかなか判断されないまま入院されて、長期にわたったので、もう使ってないから、電話でもって閉栓というのができるのかどうかわかりませんが、そういうことをされたらいいのかもしれないけど、高齢者の1人暮らしなんかでなかなかそういう手続がままならない、やっぱり長期に不在であるというようなことを届けて、開栓、閉栓しなくても、そういうことがきちんと認定されたら、事実が確認できたら、そういう基本料についても減免するというようなことが行われている市町村があるというふうに聞いているんですけども、やはりそれは考えられないかということが一つ。

それと、メーターで、非常に大きな口径のメーターの料金を新たに設定されたんですけども、こんなメーターを使っておられるところが現在あるのか。これはまた、白坂の工業団地用に設定されたのか。どうなんでしょうか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 中谷副町長。

副町長(中谷浩三) まず1点目の、今回の水道給水条例中、5%を引き下げという、基本料金を引き下げられているけど、従前は内税と言われてきたけれどもどうなのかというご質問でございます。内税化するとき、基本料金を引き上げて内税化という方法もあったわけですが、基本料金はそのまま内税化しているということは、町がその分を、消費税を払っているということでご理解をいただき、今度外税化するとき8%になりますので、それをそのまま8%かけてしますと、従前の5%が、町が吸収していたものが全部使用者に転嫁されるということから引き下げをし、かつ8%に外税化するというご理解いただきたいと思っております。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) 私の方から、2点目の閉開栓の手続の簡素化なり、減免

のご質問でございますけども、先ほどご答弁させてもろたとおりでございます。開栓につきましても、もちろん窓口で手続をしていただかないことには支払い状況等も確認できませんので、お願いをしているところでございます。また、閉栓につきましても、窓口できちっと手続をしていただくということが原則で今行ってきたところでございますので、ご理解をお願いしたいと思います。

3点目の、大口径のメーターのご質問でございます。現在設置しているところがあのかということでございますが、主な設置箇所のご説明をさせていただきますと、公共施設、また集合住宅、あるいは企業さん等々で設置をしていただいております。口径別には40ミリのメーターが28カ所、50ミリが15カ所、75ミリが2カ所、100ミリが2カ所ということで、合計47カ所がございます。

以上でございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 井手の上水と多賀の簡水で、それぞれ今消費税をどれだけ納税しているのか。それと、この改定でどれだけ影響額があるのかということをお尋ねします。それと、水道料金が変わらないと言うねやったら影響ないと思うんですけど、今副町長が言われたみたいに、引き下げなんやという認識やったら影響が出ると思うんですけども。

それと、大口径のメーターですけれども、これまで旧の26条で、25ミリまでしか使用料を定めてなかったわけですね。現在、実際その40ミリ以上のメーターを使っておられるということですから、それについては使用料徴収はどのようにされていたんでしょうか。条例に規定なくやっていたということですか、それとも25ミリの額しか取ってなかったということですか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸） まず、消費税の納税額なり影響額のご質問でございます。

井手水の関係で申しますと、平成24年度の実績で申しますと、314万円余りということになっております。これがどうなるのかということでございますけども、年間で約60万円ほどふえるような見込みを立てているところで

ございます。それから、多賀水の納税額でございますけども、平成24年度で、実績では約53万円の消費税納税額をしております。これが約38万円ほど上がるものと見込んでいたところでございます。

それから、大口径のメーターの関係のご質問でございますけども、今現在は25ミリまでの使用料の規定しかございませんので、25ミリまでのをいただいているということでございます。40ミリ以上につきましては、町の方から設置をしておりますので事業者で設置をしていただいております。これを一元的に維持管理をしていくということで、今回使用料の設定をさせていただいて、町の方から新たに交換時期が来ればメーターの設置をしていくと。あわせて使用料もいただくということで考えているところでございます。

議長（村田忠文） ほかに質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） 今回の井手水と多賀水の納税額の話ですけど、井手水で314万円、平成24年で支払っていて、60万円ぐらいふえるだろうと言われて、多賀水の方は53万円しか払ってないのに38万円ふえるとおっしゃったんですか。それはちょっと率的におかしいんじゃないですか。そんな、314万円払っているところで60万円ふえる、多賀水は53万円しか払ってないのに38万円もふえる、60%以上ふえるということでしょう。正しいんでしょうか。

議長（村田忠文） この際、暫時休憩します。

休憩 午前10時45分

再開 午前10時46分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸） 大変申しわけありません。ちょっと説明の仕方が至らなかったということでございますけども、まず、井手水の方の改定後の消費税が年間で幾らかということでご説明をいたしますと、一般家庭で約200万円余りの増を見込んでおまして530万円、それから、その他では約23万円増の約60万円となる見込みを立てているところでございます。多賀水の方につきましては、改定後の消費税額といたしましては、一般家庭で約84

万円増の約230万円、その他では約14万円増の約38万円になるということで見込んでおりまして、ということでございます。大変申しわけございませんでした。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 一般家庭と企業と分けなくてもいいですけど、要するに、今まで井手水でこれだけ払っていたけどもこれだけふえますよ、今まで多賀水でこれだけ払っていたけどもこれだけふえますよ、というのだけ聞いたつもりなんですけど、今の説明を聞いたら余計わからなくなっただけですけど、要するに、消費税の納税額は全く今年と同じ事業、平成24年と一緒にやったら、5%やったのが8%になるだけですよね。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) 説明不足で申しわけございません。先ほど説明をしたのは、町が住民さんからいただく料金の中の消費税額ということでございます。ただいまの議員のご質問は、納税額のご質問でございますね。納税額につきましては、井手水の方では現在、冒頭に申し上げました、平成24年度ベースで315万円余り納税をしておりますけども、今後若干、井手水の場合は事業等の絡みがございます、納税額がもうちょっと上がったり、もうちょっと下がったりということで周期的に変動しておりますので、今年度につきましては、約400万円前後の見込みを立てているところでございます。多賀水の方につきましては、平成25年度の見込みといたしまして、55万円余りを見込んでおるところでございますけども、多賀水の方は簡易な消費税の計算で出しておる関係上、60万円まででおさまる見込みを立てているところでございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番（谷田 操） 反対の立場で討論を行います。

水道の使用料等については、どの住民の方も、非常に収入の少ない方も負担しなければならない額で、消費税の増税の影響をもろに受けるということのないよう企業努力で何とか抑えていただきたかったと、そういう観点から反対をいたします。

議長（村田忠文） ほかに討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） これで討論を終わります。

これから、議案第49号、井手町水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第49号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手多数です。したがって、議案第49号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第8、議案第52号、公の施設の区域外利用に関する協議についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第52号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田議員。

11番（谷田 操） この議案についてはこれでわかるんです。城陽市との境界がこの点線のところですから、斜線を引いてあるところの方は城陽市の住民ですから、その人らが井手のを使わはるといっているので協議しなあかん、それはわかるんですけど、そしたら逆に、わずかな面積ですけど、その斜線部分の両側で、それぞれほんとにわずかずつですけれども、井手町の住民の方が逆に城陽の下水を使うことになる部分が少しずつあるじゃないですか。その

部分は協議しなくていいんですか。面積が何平米以上の場合とか、そういうのが何かあるんでしょうか。斜線部分の左側の四角い区分でいえば、斜めに隅を切ったみたいになっている右斜め下の三角地の方は井手町住民じゃないですか。でも、ここには污水管は城陽市の污水管しか来ないじゃないですか、この区画は。だから城陽の下水を使わはるでしょ。その斜線の部分の右側の細長い区画のところ、市町界があって、ちょっと山形に三角といいますか、若干の部分、井手町の住民の方やけども、そこには井手の下水管は来てないでしょ。そのところは城陽の下水管しか来てないですから、この住民の方は城陽の下水を使わはると思うんです。その部分についてはこの協議書には載ってないし、後から出てくる水道の方、まあ水道と違いますから、下水やから関係ないですし、それは協議しなくていいんですか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) ただいまのご質問でございますけども、井手町側の利用の方がどうなっているのかというようなことでございます。これにつきましては、城陽市と今後協議を行う中で、必要に応じて適正な時期に提示をしていきたいということで考えておるところでございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第52号、公の施設の区域外利用に関する協議についてを採決します。

議案第52号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第52号は原案のとおり可決されました。

日程第9、議案第53号、公の施設の区域外利用に関する協議についてを議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸)

(議案第53号を朗読説明)

議長(村田忠文) これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 谷田議員。

11番(谷田 操) 水道の方は城陽のを使ってもらおうと、下水は井手のを使ってもらおうというところが出てくるわけですけど、じゃあメーターは城陽のメーターですよ。その料金の算定は城陽の方でしてもらうのか、下水の料金の計算はどうなるんですか。これはまあ今、水道の話ですけど。

(挙手する者あり)

議長(村田忠文) 松山上下水道課長。

理事(松山正伸) 水道につきましては、この斜線部分への城陽市側からの給水については、城陽市が城陽市の料金で徴収をされます。井手町側へ流される下水道の使用料につきましては、城陽市からそのデータを提供いただいて、井手町の方が徴収をするという、こういうことでございます。

議長(村田忠文) ほかに質疑ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) これで質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

(「なし」の声あり)

議長(村田忠文) 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第53号、公の施設の区域外利用に関する協議についてを採決します。

議案第53号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手全員です。したがって、議案第53号は原案のお

り可決されました。

この際、暫時休憩します。

休憩 午前 11 時 01 分

再開 午前 11 時 11 分

議長（村田忠文） 休憩前に引き続き、再開いたします。

日程第 10、議案第 50 号、井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第 50 号を朗読説明）

議長（村田忠文） これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第 50 号、井手町多賀地区簡易水道事業の設置等に関する条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第 50 号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第 50 号は原案のとおり可決されました。

日程第 11、議案第 51 号、井手町多賀地区簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を議題とします。

提出者から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 松山上下水道課長。

理事（松山正伸）

（議案第51号を朗読説明）

議長（村田忠文） これにて提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文） 討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、議案第51号、井手町多賀地区簡易水道事業給水条例の一部を改正する条例制定の件を採決します。

議案第51号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文） 挙手全員です。したがって、議案第51号は原案のとおり可決されました。

次に、日程第12、発議第2号、2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書を議題とします。

発議第2号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文） 谷田 操議員。

11番（谷田 操） 11番、谷田です。

それでは、意見書案の説明をさせていただきます。

政府は、2014年4月から消費税率の5%から8%への引き上げを実施しようとしています。

この間、長期にわたり働く人の所得は減り続けており、また、本町の基幹産業として地域経済を支えてきた建設業が長期にわたり不況から抜け出せず、企業数と従業者数が激減し、町民生活にも深刻な影を落としています。

このような状況で、消費税増税をすることは、国民生活を圧迫し、特に中小零細企業や個人企業の経営に深刻な打撃を与えることとなります。そのことは、景気を冷え込ませ、消費税を増税したにもかかわらず、税収がかえっ

て落ち込むことになり、国の財政を圧迫することになります。町の財政運営にも多大な影響を与えます。

よって、井手町議会は、2014年4月からの消費税の増税は中止するように強く求めます、という意見書を提出をさせていただきました。

特に、消費税については、大きな企業は全て転嫁できるけれども、中小零細企業は転嫁できないと、そういうおそれが十二分に考えられますので、本町にとっても影響が大きいと思いますので、ぜひご可決をお願いしたいと思います。

議長（村田忠文）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第2号、2014年4月からの消費税増税中止を求める意見書を採決します。

発議第2号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

（賛成者挙手）

議長（村田忠文）　挙手少数です。したがって、発議第2号は否決されました。

次に、日程第13、発議第3号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を議題とします。

発議第3号について、提出議員から提案理由の説明を求めます。

（挙手する者あり）

議長（村田忠文）　谷田　操議員。

11番（谷田　操）　11番、谷田です。

特定秘密保護法の撤廃を求める意見書についてご説明をさせていただきます。

去る12月6日、特定秘密保護法案が参議院の本会議で自民・公明の賛成

により可決されました。法案提出からわずか1カ月余、審議時間は衆参合わせても70時間にも満たないのに、委員会で突然質疑を打ち切り、強行採決されたということは議会制民主主義の破壊とも言うべき暴挙であります。

法成立後の世論調査を見ましても、反対が51%（7日付の朝日新聞）と多数を占め、85%が国会での論議が不十分だ（7・8日JNNの調査）と答えておられます。知る権利が侵害されないか不安という声も73%（6～8日NHK調査）にのぼっています。こうした国民多数の声を踏みつけにする暴挙は許されません。

特定秘密保護法は、第一に、何が秘密かも秘密とされ、どんな行政情報も「特定秘密」と指定すれば、半ば永久的に国民に隠し続けることができるものです。第二に、「特定秘密」を故意であれ、過失であれ、漏らした公務員には重罰を科し、「秘密」とは知らず、「秘密」を知ろうとした国民も処罰する。未遂でも、共謀、教唆、扇動とされても罰せられ、密告をすすめる内容にもなっています。第三に、国会の国政調査権や議員の質問権も乱暴に侵される内容になっています。「第三者機関」なるものをつくったとしても、法律の危険性は変わりません。

このように特定秘密保護法は、国民主権、基本的人権、平和主義という日本国憲法の基本原則をことごとく蹂躪する違憲立法であり断じて認められない。

よって、井手町議会は、特定機密保護法の撤廃を求めるものである、という意見書を提出したいと思いますので、よろしくご賛同をお願いいたします。

議長（村田忠文）　これで提案理由の説明を終わります。

これから質疑を行います。

質疑ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　質疑なしと認めます。したがって、質疑を終わります。

これから討論を行います。

討論ありませんか。

（「なし」の声あり）

議長（村田忠文）　討論なしと認めます。したがって、討論を終わります。

これから、発議第3号、特定秘密保護法の撤廃を求める意見書を採決します。

発議第3号は、原案のとおり決定することに賛成の議員は挙手願います。

(賛成者挙手)

議長(村田忠文) 挙手少数です。したがって、発議第3号は否決されました。

日程第14、閉会中の継続調査の申し出についてを議題とします。

各委員長から、会議規則第75条の規定によって、お手元に配付いたしました申出書のとおり、閉会中の継続調査の申し出があります。

お諮りします。各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、各委員長からの申し出のとおり、閉会中の継続調査とすることに決定しました。

お諮りします。本定例会の会議に付された事件は全て終了しました。会議規則第7条の規定によって、本日で閉会したいと思います。ご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり)

議長(村田忠文) 異議なしと認めます。したがって、本定例会は本日で閉会することに決定しました。

これをもちまして本日の会議を閉じ、平成25年12月井手町議会定例会を閉会します。

今期定例会は、12月13日から本日までの8日間という忙しい会期ではありましたが、重要な事件を審査していただき、全議案を議了し、閉会の運びとなりました。厚くお礼申し上げます。

さて、この1年間、議員各位には住民の代表としてその重責を全うされ、本町の発展と住民の福祉増進のため、ご尽力を賜りましたことに対し、深く敬意をあらわしますとともに、議会運営にご協力いただきましたことに、心からお礼を申し上げる次第でございます。

また、理事者をはじめ、関係各位におかれましては、審議、審査の中で議員各位からありました意見等を十分考慮されることを希望いたしますとともに、町政の推進にご努力を賜りますようお願い申し上げます。

ますます寒さが厳しい時節となりますが、皆様方にはくれぐれもご自愛くださいまして、ご家族おそろいで新春を迎えられますことを祈念いたしまし

て、閉会の挨拶とさせていただきます。

本日は大変ご苦労さまでございました。

閉会 午前 11 時 23 分

右、会議の経過を記載して、その相違ないことを証するため、ここに署名する。

議 長 村 田 忠 文

署名議員 丸 山 久 志

署名議員 岡 田 久 雄